

環境宣言

1. 基本理念

私たちは、先人から受け継いできた豊かで恵まれた京丹後市の自然環境を貴重な財産として保全し、将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

市まちづくり基本条例で規定する「美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまちづくり」の実現に向け、市第3期環境基本計画で掲げる「自然（環境）・ひと（社会）・活動（経済）が共生し、環をなすまちづくり」を市役所全体で進めます。

2. 方針

市役所が行う行政サービス、行政事務及び事業活動に関わる全ての活動の環境影響を改善するため、次の方針に基づく環境マネジメント活動を推進し、地球環境と調和した持続可能性の高い地域づくりを目指します。

- （1）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防及び環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。
- （2）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境関連の法的及びその他の要求事項を順守します。
- （3）市役所の行政サービス、行政事務及び事業活動に係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして設定し、その改善活動に取り組みます。
 - ①省エネルギー：電気使用量の削減
 - ②省エネルギー：公用車の走行用燃料使用量の削減
 - ③廃棄物減量：廃棄物発生量の削減
 - ④環境美化：庁舎周辺の環境美化、職員の環境意識向上
 - ⑤住民福祉向上：環境との共生に向けた行政サービスの提供
- （4）一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を市役所の全職員に周知するとともに、一般の人々が入手できるよう市役所ホームページ等で広く公開します。
- （5）環境関連法令、市のまちづくり基本条例・総合計画・美しいふるさとづくり条例・環境基本計画・地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）との整合、SDGs※との協調を図ります。

※「持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール」発効



上記の方針を達成するために、環境改善目標を設定するとともに定期的に見直し、環境マネジメント活動を推進します。

制定日 2019（令和元）年12月1日

改訂日 2025（令和7）年5月23日

京丹後市長 中山 泰